



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年10月9日(金) 第9841号

目次

	ページ
告 示	
○群馬県准看護師試験の実施(医務課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○同	4
○道路の供用開始(同)	4
○同	4
○同	5
入札公告	
○一般競争入札の実施(会計管理課)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第259号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、群馬県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験日時及び方法 令和3年2月7日(日)午後1時30分から 筆記試験
- 2 試験場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁
前橋市上泉町1858-7 群馬県看護教育センター
- 3 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第23条に掲げる試験科目
- 4 受験資格 保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者
- 5 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 受験資格を証明する書類 卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業見込証明書若しくは修業見込証明書
ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、令和3年3月5日(金)午後5時までに卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業判定証明書(指定養成所を卒業できると判定されたことを証する書面)若しくは修業判定証明書(指定養成所で准看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面)を提出すること。
なお、同日までに卒業判定証明書又は修業判定証明書を提出した者は、同月12日(金)までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。
なお、期限内に未着の場合は、当該受験を無効とする。
 - (3) 写真 出願前6月以内に、脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの
 - (4) 受験票
- 6 受験料 6,900円(群馬県収入証紙又は払込書による。)
なお、納付された受験料は、返還しない。
- 7 受験願書の提出期間 令和2年12月1日(火)から同月3日(木)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。)
- 8 受験願書の提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部医務課看護係
- 9 受験票の交付 受験願書受理後、受験票を送付する。
- 10 合格発表 令和3年3月10日(水)午前10時 群馬県ホームページにおいて発表する。
- 11 試験結果の開示 令和3年3月10日(水)から同年4月9日(金)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記8の場所において行う。
- 12 その他
 - (1) 試験会場の収容人数に達し次第、願書の配布は終了する。
 - (2) 試験について不明な点は、群馬県健康福祉部医務課看護係(電話027-226-2538)に問い合わせること。

◎群馬県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	沼田大間々線	桐生市黒保根町下田沢字塚ノ本3267番の1地先から同市同字向津久瀬3270番の1地先まで	前	10.1～16.1	186.5
			後	10.1～55.3	186.5

◎群馬県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田大間々線	桐生市黒保根町下田沢字塚ノ本3267番の1地先から同市同字向津久瀬3270番の1地先まで	令和2年10月9日

◎群馬県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大原境三ツ木線	太田市新田大根町974番の4地先から同市同974番の1地先まで	前	8.8～17.4	100.0
			後	8.6～8.8	100.0

◎群馬県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	桐生伊勢崎線	桐生市広沢町二丁目字谷津2954番の2地先内	前	14.4～17.0	9.7
			後	15.5～18.1	9.7
	新桐生停車場線	桐生市広沢町二丁目字谷津2953番の8地先から同市同字同2953番の7地先まで	前	4.7～20.9	5.4
			後	7.7～20.9	5.4

◎群馬県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井高崎線	甘楽郡甘楽町大字金井字中町397番の1地先から同郡同町大字同字天神357番の6地先まで	令和2年10月9日

◎群馬県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	上神梅大胡線	桐生市新里町板橋字北前原441番の1地先から同市同字南田10番の2地先まで	令和2年10月9日

◎群馬県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	太田大間々線	みどり市笠懸町阿左美1487番の2地先から同市同1489番の9地先まで	令和2年10月9日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。
 なお、この公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

- ア 生徒用パソコン 460台
- イ 指導員用パソコン 46台
- ウ モバイルルーター 46台
- エ 大型モニタ 23台
- オ 書画カメラ 23台

(2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和3年2月12日（金）

(4) 納入場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 内訳書の提出 入札説明書で指定する様式による内訳書の提出を要する。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であり、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年10月29日(木)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年11月12日(木)までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 白岩光司 電話027-226-3820(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和2年10月9日(金)から同年11月12日(木)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 令和2年11月20日(金)午前11時00分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁25階251会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年11月19日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「オンライン授業用物品の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書を令和2年11月12日(木)までに上記3(1)の場所に提出しなければ

ばならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details: Supply of products to be purchased will be bid on at 11:00 a.m. on November 20, 2020

Products to be purchased	Quantity
(i) Personal computer for student	460
(ii) Personal computer for instructor	46
(iii) Mobile router	46
(iv) Large-sized monitor	23
(v) Document camera	23

(3) Delivery period: February 12, 2021

(4) Contact point for notice: Kouji Shiraiwa, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel:027-226-3820 (Japanese language only)